

平成25年度 情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと運用状況を紹介します

より開かれた市政運営のために

情報公開制度の仕組みと運用状況

☎相談・情報センター☎44-6600

市が収集・作成したさまざまな情報は、みなさんの共有財産です。そして、みなさんに市政に参加していただくためには、情報が広く公開されることが必要です。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度の的確な運用を図っています。

●利用できるのは…

市の情報公開制度は、全ての人(法人を含む)が利用できます。25年度の情報公開請求者の内訳は表1のとおりです。

●公開の対象となる情報は…

市の全ての組織で作成・受領した情報が、公開の対象です。25年度の部門別請求件数とその処理状況は表2のとおりです。

●公開できない情報は…

みなさんのプライバシーに関することや、企業秘密は公開しません。また、市が事業を行うための交渉の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も公開しないこととしています。25年度の情報公開件数とその理由は表3のとおりです。

●非公開決定の場合の救済制度は…

情報が公開されなかったことに不満がある場合は、市に不服申し立てをすることができます。市は情報公開審査会に諮問し、審査会では、非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。

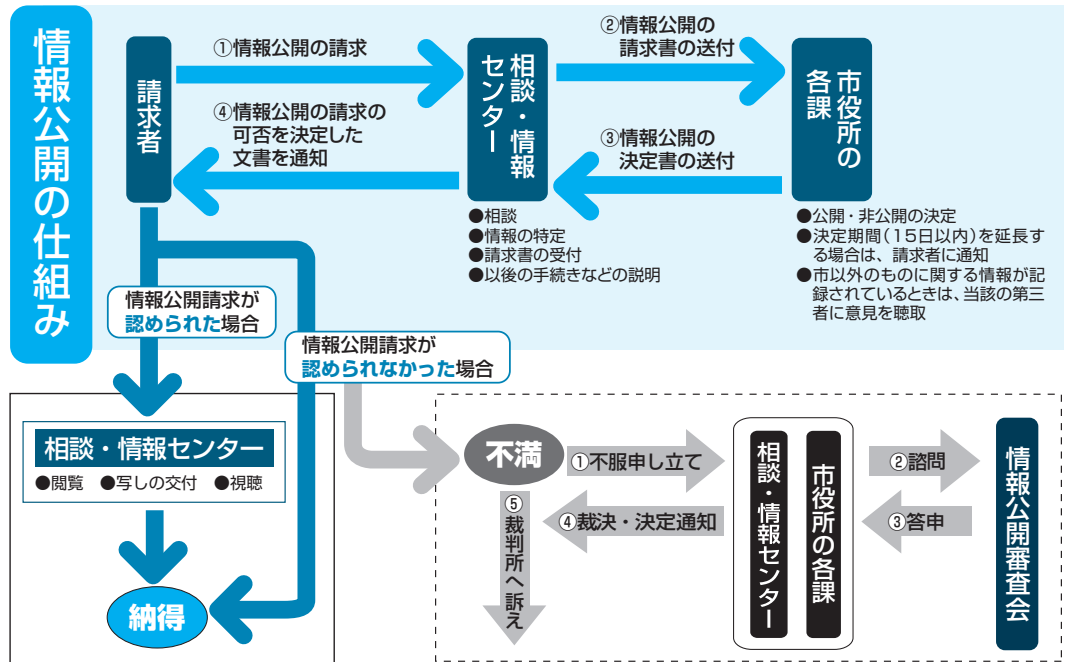


表1 請求者の内訳

件数	内訳			
	市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体
43	17	5	6	15

表2 部門別の情報公開請求件数と処理状況

請求先	請求	処理状況					不服申し立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	58	31	19	1	5	2	2
教育委員会	15	3	7	2	2	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計※1	73	34	26	3	7	3	2

※1 請求先と処理件数が複数になる場合があるため、表1の請求件数とは一致しません。

表3 非公開理由の内訳

法令によって明らかに公開することができない情報	4
収入や職業、学歴など個人のプライバシーに関する情報	13
企業の経営戦略や技術、経営状況に関する情報	9
生命、身体や財産の保護、犯罪の防止のための情報で、公開すると安全安心に支障がでる情報	15
合計※2	41

※2 1件の決定について複数の非公開理由があるので、表2の一部公開件数と非公開件数の合計とは一致しません。

市民会議などの公開状況をお知らせします

☎相談・情報センター☎44-6600

市では、開かれた市政運営のために市民会議などの様子を広く公開しています。25年度の公開状況は右表のとおりです。※回数は、延べ367回のうち、非公開で行われる介護認定審査会(延べ209回)および障がい程度区分判定等審査会(延べ16回)を除いた回数を母数としています。

◆傍聴などの状況

傍聴があった会議数=19会議、傍聴人延べ人数=77人

区分	会議数・回数	構成比
対象となる市民会議・審議	43会議	
公開	31会議	72.1%
一部公開	4会議	9.3%
非公開	8会議	18.6%
会議の開催延べ回数(※)	142回	
公開	109回	76.8%
一部公開	13回	9.1%
非公開	20回	14.1%

総合オンブズマン 平成25年度活動状況をお知らせします

☎相談・情報センター☎44-6600

総合オンブズマンは、みなさんから寄せられた市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

① 月別苦情申立受付状況(25年4月～26年1月) ※苦情申立のない月は省略

区分	4月	5月	6月	7月	9月	11月	12月	1月	合計
受付件数	3	1	3	1	1	1	2	2	14

※内訳は、市内・市外在住者別=市内14、市外0/本人・代理人別=本人14、代理人0/受付方法別=来訪11、郵送およびファクス3

② 組織別内容別苦情申立受付状況

区分	受付件数	内容
総務部	4	●元三鷹市総合オンブズマンとの面談について ●相談・情報課職員の対応について ●市役所警備員の対応について ●市役所第2庁舎付近で職員に声を掛けられた件について
市民部	2	●市民税・都民税決定通知書および納税通知書について ●市民課年金担当職員の対応について
生活環境部	2	●電磁波による嫌がらせについて ●防犯カメラ設置業者決定に係る経緯について
健康福祉部	1	●高齢者施設への入所判定について
子ども政策部	3	●保育園内での父母会非会員の子どもに対する配慮について ●保育園内での父母会による他者のロッカーの無断使用について ●保育園における子どもの肖像権、プライバシー権の侵害について
議会事務局	2	●議会事務局職員の電話対応について ●議会事務局で居合わせた女性の言動について
合計	14	

③ 苦情申立処理状況

※平均処理日数48.7日

区分	件数
苦情申立人に結果通知をしたもの	14
(1) 苦情申立の趣旨に沿ったもの(内訳: 意見を述べたもの1)	1
(2) 行政の不備がないもの	2
(3) 所管外となったもの	0
(4) その他(内訳: 自己の利益に関する苦情を有しないもの3、正当な理由がないもの8)	11
苦情調査を打ち切ったもの	0
苦情申立を取り下げたもの	1
次年度に調査を持ち越したもの	0

※24年度から持ち越した案件1件を含む。

7月の総合オンブズマン相談

☎片桐朝美さん(杏林大学准教授)=7月10・24・31日、中村一郎さん(弁護士)=17日、いずれも木曜日午後1時30分～4時30分 ☎相談・情報センター(市役所2階) ☎事前に同センター☎44-6600へ